# １章　障害者手帳について

障害者手帳には、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の3種類があり、手帳を所持することによって各種の制度・施策を活用することが出来ます。

## １．身体障害者手帳

身体障害者手帳には、障害の程度が重いものから順に１級から６級までの区分があり、巻末の資料３（58ページ～）に記載の手帳の交付対象となる障害の範囲に当たる方は、この手帳の交付をうけることができます。（７級の障害は、他の障害と重複するときのみ手帳の対象になります。）

|  |  |
| --- | --- |
| 対象者 | 視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能に障害のある方。 |
| 申請に必要なもの | ・指定医師が記入した診断書  ・印鑑  ・顔写真1枚（横３ｃｍ×縦４ｃｍ）  ・現在お持ちの身体障害者手帳  ・本人のマイナンバーカードまたは個人番号通知カード |
| 申請窓口 | 地域共生推進課（７番窓口） |

その他の手続き

|  |  |
| --- | --- |
| 有期再診査 | 手帳に「再診査年月」の記載のある方は、再診査年月が到来したら、指定医師の診断書と写真を添えて申請してください。 |
| 等級変更 | 障害の程度が変わったと思われる方は、指定医師の診断書と写真を添えて申請してください。 |
| 居住地  氏名変更 | 転居された場合、すみやかに「居住地変更届」を提出してください。市外へ転出された方は、転出先での手続となります。  また、氏名を変更された場合も届けてください。 |
| 再交付 | 紛失又は破損されたとき、写真の張り替えを希望される場合は、写真を添えて申請してください。 |
| 返還 | 本人が死亡されたとき、障害の程度が軽くなって障害者に該当しなくなったときは、手帳を返還してください。 |
| 手帳所持証明 | 手帳を紛失したが再交付まで待てない場合、返還後に過去に手帳を所持していた証明が必要な場合は申請してください。 |

## ２．療育手帳

知的障害者（児）が相談や援助を受けやすくするため、大阪府障がい者自立相談支援センターまたは貝塚子ども家庭センターにおいて、知的障害と判定された方に対し、大阪府より交付されます。

療育手帳には障害の程度としてＡ（重度）・Ｂ１（中度）・Ｂ２（軽度）の区分があります。

|  |  |
| --- | --- |
| 対象者 | 18歳の誕生日までに、知能指数がおおむね75以下で、日常生活において介助を必要とする程度の状態になった方。 |
| 申請に必要なもの | ・顔写真1枚（横３ｃｍ×縦４ｃｍ）  ・現在お持ちの療育手帳（更新申請の場合）  ・本人のマイナンバーカードまたは個人番号通知カード |
| 申請窓口 | 地域共生推進課（７番窓口） |

その他の手続き

|  |  |
| --- | --- |
| 再判定  （更新申請） | 療育手帳に記載の「次の判定年月」が到来した方は、再度判定が必要になりますので写真を添えて申請してください。 |
| 氏名  住所変更 | 転居された場合、すみやかに「記載事項変更届」を提出してください。市外へ転出された方は、転出先での手続となります。  また、氏名を変更された場合も届けてください。 |
| 府外転出 | 大阪府外または大阪市・堺市に転出される場合、すみやかに「府外転出届」を提出してください。また、転出先での手続きも必要です。判定についても転出先で再度必要になります。 |
| 再交付 | 紛失又は破損されたとき、写真の張り替えを希望される場合は、写真を添えて申請してください。 |
| 返還 | 本人が死亡されたとき、障害の程度が軽くなって障害者に該当しなくなったときは、手帳を返還してください。 |
| 手帳所持証明 | 手帳を紛失したが再交付まで待てない場合、返還後に過去に手帳を所持していた証明が必要な場合は申請してください。 |

注意事項

●判定は、18歳未満の方は貝塚子ども家庭センター、18歳以上の方は大阪府障がい者自立相談支援センターが行います。

●18歳以上の方でも、18歳以前に障害があった疑いがあれば申請できます。

## ３．精神障害者保健福祉手帳

一定程度の精神障害の状態にあることを認定するものです。この手帳を持っていることにより、様々な支援を受けられますので、精神障害のある方が自立して生活し、社会参加するための手助けとなります。

障害の程度が重いものから順に１級から３級までの区分があります。

|  |  |
| --- | --- |
| 対象者 | 精神障害のために、長期にわたり日常生活や社会生活への制約がある方が対象です。入院・在宅による区別や年齢制限はありません。対象となる精神障害に知的障害は含まれません。 |
| 申請に必要なもの | ・障害者手帳申請書  ・顔写真1枚（横３ｃｍ×縦４ｃｍ）　　・印鑑  ・精神障害者保健福祉手帳（更新申請の場合）  ・本人のマイナンバーカードまたは個人番号通知カード  【診断書での申請の場合】  ・診断書（所定の様式で、作成日から３ヵ月以内、かつ初診日から6ヵ月以上経過したもの）  【障害年金等での申請の場合】  ・障害年金または特別障害者給付金の証書（または直近の振込通知書）の写し  ・同意書 |
| 申請窓口 | 地域共生推進課（７番窓口） |

その他の手続き

|  |  |
| --- | --- |
| 更新 | 手帳の有効期限は２年間です。更新される場合には更新の手続きが必要です。更新の手続きは有効期限の3ヵ月前から行うことができます。 |
| 等級変更 | 障害の程度が変わったと思われる方は、新規申請と同様の手続きを行ってください。 |
| 居住地、  氏名変更 | 転居された場合、すみやかに「記載事項変更届」を提出してください。市外へ転出された方は、転出先での手続となります。  また、氏名を変更された場合も届けてください。 |
| 再交付 | 紛失又は破損されたとき、写真の張り替えを希望される場合は、写真を添えて申請してください。 |
| 返還 | 本人が死亡されたときは、手帳を返還してください。 |
| 手帳所持証明 | 手帳を紛失したが再交付まで待てない場合、返還後に過去に手帳を所持していた証明が必要な場合は申請してください。 |

# ２章　各種相談窓口について

## １．包括支援センター





## ２．障害についての相談窓口

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| No | 機関名 | おもな相談内容 | 所在地 | 連絡先 |
| 1 | 泉佐野市  地域共生推進課 | 手帳の申請など、障害に関する諸手続の窓口です。  聴覚に障害のある方のために、手話通訳者を配置しています。 | 泉佐野市  市場東1丁目  1-1 | TEL  (072)463-1212  FAX  (072)463-8600 |
| 2 | 大阪府障がい者自立相談支援センター | 医師、心理判定員、ケースワーカーなどの専門職員が、判定、指導を行っています。利用される方は、地域共生推進課に問い合わせて下さい。 | 大阪市住吉区  大領 3-2-36 | TEL  (06)6692-5262  FAX  (06)6692-5340 |
| 3 | 貝塚子ども家庭センター | 18 歳未満の障害児の相談・援助等について、専門的な分野で総合的な判定を行い、必要な指導や施設の入所手続きなどを行っています。 | 貝塚市畠中  一丁目17番２号 | TEL  (072)430-6300  FAX  (072)444-9008 |
| 4 | 泉佐野保健所 | 身体障害児や慢性疾患児への専門的な相談・指導を行なっています。 | 泉佐野市  上瓦屋 583-1 | TEL  (072)462-7701  FAX  (072)462-5426 |
| 5 | 大阪府高次脳機能障がい相談支援センター（大阪府障がい者自立相談支援センター） | 高次脳機能障がいに関する個別相談、及び府内において高次脳機能障がいの支援に取り組んでいる施設等に関するお問い合わせに応じています。 | 大阪市住吉区  大領 3-2-36 | TEL  (06)6692-5262  FAX  (06)6692-5340 |
| 6 | 大阪府発達障がい者支援センター（アクトおおさか） | 発達障害のある方々やその家族からの相談に応じ必要な助言を行うとともに、関係機関職員に対する専門的助言・指導を実施しています。  また、普及啓発や関係機関職員の資質向上のための研修事業、成人期の発達障害者の就労支援を実施しています。 | 大阪市中央区  内本町1-2-13　谷四ばんらいビル10階A | TEL  (06)6966-1313  FAX  (06)6966-1531 |
| 7 | 大阪難病相談支援センター | 大阪府では、難病児者やそのご家族の療養生活上の悩み、不安等の解消を図るための支援活動の拠点として「大阪難病相談支援センター」を設置しています。 | 大阪市住吉区万代東3丁目1-46  大阪府こころの健康総合センター3階 | TEL  (06)6926-4553  FAX  (06)6926-4554  平日10時～16時30分 |
| 8 | 地域活動支援センター ルリエ | 地域で生活されている障害（主に精神障害）のある方が、いつでも立ち寄れる憩いの場としてご利用いただけます。ご利用者やご家族の相談に応じると共に、創作的活動や、行事の開催、地域のイベントへの参加等を通して、地域社会との交流を図り、障害の有無に関わらず、共に地域で自分らしい暮らしをしていくための支援を行います。 | 泉佐野市春日町1-25 | TEL・FAX  (050)1559-0531 |

## ３．障害者の就労についての相談窓口

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| No | 機関名 | おもな相談内容 | 所在地 | 電話 |
| 1 | 泉佐野公共職業安定所（ハローワーク泉佐野） | 障害者の就職等をお世話します。専門職員を配置して、ケースワーク方式によるきめ細かい職業相談、就職のあっせん、就職後の職場適応、指導を行っています。 | 泉佐野市  上町2丁目  1-20 | TEL  (072)463-0565  FAX  (072)462-8689 |
| 2 | 大阪障害者職業センター南大阪支所 | 障害者の雇用促進をはかるため、障害の種類、程度に応じた職業相談、職業指導及び就職等のアフターケアにいたるまでの業務を行っています。 （予約制） | 堺市北区長曽根  130-23 | TEL  (072)258-7173  FAX  (072)258-7139 |
| 3 | 泉州南障がい者就業・生活支援センター（障がい者自立支援センターほっぷ） | 就職に関する相談、就労中の定着支援・悩みごと相談、就職にともなう生活に関する相談 | 泉佐野市  下瓦屋222-1  泉佐野市立北部市民交流センター1階 | TEL  (072)463-7867  FAX  (072)463-7890 |

## ４．障害当事者・家族による団体

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| No | 機関名 | 主な相談内容 | 所在地 | 電話 |
| 1 | 泉佐野市身体障害者福祉会 | 身体障害者の当事者団体 | 泉佐野市  中庄1102 | 地域共生推進課までお問合せ下さい |
| 2 | 泉佐野障害児（者）を守る会 | 身体・知的障害児者の家族会 | 省略 | TEL  (072)466-7477 |
| 3 | 三枝会家族会 | 精神障害者の家族会 | 泉佐野市春日町1-25  【事務局：地域活動支援センタールリエ】 | TEL・FAX  (050)1559-0531 |

# ３章　医療費助成制度

## １．重度障害者医療

　重度の障害者（児）が受診した場合、保険診療が適用された医療費の自己負担分を公費で負担します。

|  |  |
| --- | --- |
| 対象者 | ①障害程度が１級又は２級の身体障害者手帳の交付を受けた方  ②療育手帳Ａの交付を受けた方  ③身体障害者手帳の交付を受けた方で、療育手帳Ｂ1の交付を受けた方  ④精神障害者保健福祉手帳１級の交付を受けた方  ⑤特定医療費（指定難病）・特定疾患医療受給者証所持者で、障害年金（または特別児童扶養手当）１級該当者 |
| 所得制限 | 本人の前年所得が４７２万１千円以下（扶養家族なしの場合） |
| 助成内容 | 本人が受診した場合の一部自己負担額が、１医療機関あたり入院・通院各500円以内／日。院外調剤薬局および訪問看護についても1事業所あたり500円以内／日。  ※また、一部自己負担の合計額が１ヶ月あたり3,000円を超えた場合は、その超えた額を後日、還付します。 |
| 交付申請時に必要なもの | ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳  ・特定医療（指定難病）受給者証  ・障害年金または特別児童扶養手当証書（難病の方のみ）  ・本人の健康保険証  ・印鑑  ※居住地以外に住民票がある方、その年の1月１日時点（7月1日以前に申請された場合、前年の1月1日時点）に本市以外に住んでいた方は、住民税課税(非課税)証明書が必要です。 |
| 備考 | ※大阪府外の医療機関では利用できません。障害者医療証をお持ちの方が府外の医療機関に受診した場合も、窓口で申請すれば償還払いを受けられますのでご相談下さい。  ※「重度障害者医療」の対象で、「こども医療」または「ひとり親家庭医療」の助成要件も満たす方は、有利なほうを選択できます。 |
| 申請窓口 | 地域共生推進課（7番窓口） |

## ２．心身障害児医療

　中程度の障害児が受診した場合、保険診療が適用された医療費の自己負担分を公費で負担します。

|  |  |
| --- | --- |
| 対象児 | 1. 障害程度が３級又は４級の身体障害者手帳の交付を受けた20歳未満の方 2. 療育手帳B1の交付を受けた20歳未満の方 |
| 所得制限 | 障害者医療と同じ |
| 助成内容 | 本人が受診した場合の一部自己負担額が、１医療機関あたり入院・通院各500円以内／日。院外調剤薬局および訪問看護についても1事業所あたり500円以内／日。  ※また、一部自己負担の合計額が１ヶ月あたり3,000円を超えた場合は、窓口での申請により後日、還付できます。 |
| 交付申請時に必要なもの | 障害者医療と同じ |
| 備考 | ※大阪府外の医療機関では利用できません。障害者医療証をお持ちの方が府外の医療機関に受診した場合も、窓口で申請すれば償還払いを受けられますのでご相談下さい。  ※「こども医療」にも該当する場合は、「こども医療」の方が優先されます。 |
| 申請窓口 | 地域共生推進課（7番窓口） |
|  | |

## ３．自立支援医療（育成医療）

障害の程度を軽くし日常生活を容易にするために治療が必要な１８歳未満の児童に対し、指定を受けている医療機関での医療費の自己負担額の一部を公費負担する制度です。

|  |  |
| --- | --- |
| 対象者 | １８歳未満で身体に障害のある児童、又は現存する疾患を放置しておくと将来において障害を残すと認められる児童であって、確実な治療の効果が期待できる児童 |
| 申請に必要なもの | ・自立支援医療（育成医療）意見書  ・健康保険証  ・印鑑  ・マイナンバーカードまたは個人番号通知カード |
| 備　考 | ・住民税の課税状況により対象外となる場合があります。  ・事前に市役所への申請が必要です。 |
| 申請窓口 | 地域共生推進課（7番窓口） |

## ４．自立支援医療（更生医療）

障害の程度を軽くし日常生活を容易にするために治療が必要な１８歳以上で身体障害者手帳を所有している方に対し、指定を受けている医療機関での医療費の自己負担額の一部を公費負担する制度です。

|  |  |
| --- | --- |
| 対象者 | １８歳以上で身体障害者手帳を所有している方 |
| 申請に必要なもの | ・自立支援医療（更生医療）意見書、費用明細表  ・身体障害者手帳（新規取得する場合は診断書）  ・健康保険証  ・マイナンバーカードまたは個人番号通知カード  ・（該当する場合）障害年金・遺族年金の振込通知書のコピー  ・（該当する場合）特定疾病療養受給者証のコピー |
| 備　考 | ・住民税の課税状況により対象外となる場合があります。  ・事前に市役所への申請が必要です。 |
| 申請窓口 | 地域共生推進課（7番窓口） |

## ５．自立支援医療（精神通院医療）

指定を受けた自立支援医療機関での通院による精神疾病の治療に対し、治療費の一部を公費負担する制度です。

|  |  |
| --- | --- |
| 対象者 | 通院により精神疾患の治療を受けている方 |
| 申請に必要なもの | ・自立支援医療費（精神通院）支給認定申請書  ・同意書  ・自立支援医療（精神通院）診断書  ・健康保険証の写し  ・受給者証（継続申請の場合）  ・マイナンバーカードまたは個人番号通知カード  ・（該当する場合）障害年金・遺族年金の振込通知書のコピー |
| 備　考 | ・住民税の課税状況により対象外となる場合があります。  ・事前に市役所への申請が必要です。 |
| 申請窓口 | 地域共生推進課（7番窓口） |

# ４章　補装具・日常生活用具について

## 1．補装具

身体上の障害を補うため、次のような用具の交付・修理・借受けを行っています。ただし、介護保険のサービスを利用できる方は、介護保険サービスの利用となります。（介護保険のサービスにない品目は利用可能です。）

|  |  |
| --- | --- |
|  | 補装具の種類（例） |
| 肢体不自由者 | 義肢、装具（上肢・下肢・体幹）、姿勢保持装置、車いす、  電動車いす、クッション、歩行器、歩行補助つえ、  重度障害者用意思伝達装置 |
| 視覚障害者 | 盲人用安全つえ、義眼、眼鏡 |
| 聴覚障害者 | 補聴器、人工内耳用音声信号処理装置（修理のみ） |
| 内部障害者 | 車いす、電動車いす |

|  |  |
| --- | --- |
| 対象者 | 身体障害者手帳所持者、および障害者総合支援法に規定する指定難病に該当する方（ただし、補装具の種類によりそれぞれ交付要件があります）。※本人または世帯員のうち市町村民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合は対象外になります。 |
| 自己負担額 | 費用の１割、または世帯の所得に応じた負担上限月額まで。 |
| 申請に必要なもの | ・身体障害者手帳  ・補装具判定に関する医学的意見書（省略できる場合があります）  ・児童の場合は指定育成医療機関の意見書  ・補装具見積書（補装具制作業者が作成したもの）  ・マイナンバーカードまたは個人番号通知カード  ※必ず購入する前に申請が必要です。 |
| 備考 | ・健康保険や労災保険で補装具の交付を受けられる場合は、そちらが優先になります。  ・１８歳以上の場合は、原則として大阪府の判定が必要なため、交付決定まで日数がかかります。  ・医学的意見書による文書判定の代わりに、大阪府による直接判定を受けることも可能です（その場合意見書は不要）。 |
| 申請窓口 | 地域共生推進課（7番窓口） |

## 2．日常生活用具（地域生活支援事業）

日常生活がより円滑に行われるために、必要に応じて日常生活用具が給付されます。ただし、介護保険のサービスを利用できる方は、介護保険サービスの利用となります。(介護保険のサービスにない品目は利用可能です。)

|  |  |
| --- | --- |
| 対象者 | 障害者手帳所持者、および障害者総合支援法に規定する指定難病に該当する方（ただし、日常生活用具の種類によりそれぞれ交付要件があります） |
| 対象となる用具 | 巻末の**資料２**日常生活用具一覧を参照してください。 |
| 自己負担額 | 費用の１割、または世帯の所得に応じた負担上限月額まで。 |
| 申請に必要なもの | ・障害者手帳  ・日常生活用具見積書  ※必ず購入する前に申請が必要です。  ※居住地以外に住民票がある方、その年の1月１日時点（7月1日以前に申請された場合、前年の1月1日時点）に本市以外に住んでいた方は、住民税課税(非課税)証明書が必要です。 |
| 備考 | ・日常生活用具の種類によっては、上記以外に別途必要な書類があります。 |
| 申請窓口 | 地域共生推進課（7番窓口） |

# ５章　障害福祉サービス

障害のある人が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付や支援を行います。

|  |
| --- |
| 障害福祉サービスに関するご相談、相談支援事業所えらびに関することなら、地域型包括支援センター（8ページ参照）にご相談ください。 |

## １．サービス利用までの流れ

1. **相談・申請**

**②相談支援事業所の選択**

**③障害支援区分認定調査**

**④審査会**

**障害支援区分の認定**

**⑤サービス利用意向の聴取**

**⑥サービス等利用計画案の提出**

**⑦受給者証の交付**

**⑧サービス等利用計画の作成**

**⑨事業所と契約・利用開始**

1. 相談窓口・申請窓口で相談し、
2. 相談窓口・申請窓口で相談し、申請します。
3. **サービス等利用計画**を作成する**相談支援事業所**を選びます。（後でサービス利用開始前に選んでもかまいません）
4. 調査員が利用希望者の居宅等を訪問し、本人やご家族から、現在の生活や心身の状況等について聞き取り調査（**障害支援区分認定調査**）を行います。
5. 認定調査や医師意見書をもとに審査会で審査・判定が行われ、どのくらいサービスが必要な状態か（**障害支援区分**）が１～６の6段階で決められます。（必要ない場合もあります）
6. **サービス等利用計画**を作成する**相談支援事業所**が、利用者の居宅等を訪問し、障害福祉サービスの利用意向を聴取します。
7. 作成された**サービス等利用計画案**を市に提出します。
8. 市は**サービス等利用計画案**をもとに、本人に**受給者証**を交付します。
9. 計画案をもとに、特定相談支援事業所や利用予定の事業所の担当者による会議が開催され、**サービス等利用計画**を作成します
10. 利用者はサービス提供事業所と契約し，受給者証を提示してサービスを利用します。

## ２．サービスの種類と対象者など

内容・対象者等はスペースの関係上簡略化しています。詳しくはお問合せください。

### （１）訪問系サービス

おもに在宅で訪問を受けて利用するサービスです。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No | サービスの種類 | 内容 | 区分要件 |
| 1 | 居宅介護（ホームヘルプ） | 自宅で、入浴、排せつ等の身体介護や調理、洗濯等の家事援助、通院等の付き添い介助を行う。 | 区分１以上 |
| 2 | 重度訪問介護 | 自宅での入浴、排せつ、食事の介護のほか、外出時における移動支援などを総合的に行う。 | 区分４以上 |
| 3 | 同行援護 | 重度の視覚障害のある方に、外出時における移動の支援を行う。 |  |
| 4 | 行動援護 | 自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援を行う。  ※行動上著しい困難がある知的障害者（児）及び精神障害者（児）のみ対象 | 区分３以上 |
| 5 | 短期入所（ショートステイ） | 自宅で介護している家族等が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事などの介護を行う。 | 区分１以上 |
| 6 | 重度障害者等包括支援 | 居宅介護等、複数のサービスを包括的に行う。  ※常時介護を要する障害者（児）で、介護の必要性が著しく高い方のみ対象 | 区分６ |
| 7 | 自立生活援助 | 施設や精神科病院から地域での一人暮らしに移行した方等に対して、定期的な巡回訪問や随時の対応により障害者の理解力・生活力を補う観点から適時のタイミングで適切な支援を行う。 |  |

### （２）日中活動系サービス

施設に通所して昼間の活動を支援するサービスです。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No | サービスの種類 | 内容 | 区分要件 |
| 1 | 生活介護 | 昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。 | 区分3以上  （５０才以上は区分２以上） |
| 2 | 自立訓練（機能訓練） | 身体機能の維持・向上のための訓練の支援を行う。  【標準利用期間1年6か月】 |  |
| 3 | 自立訓練（生活訓練） | 生活能力の維持・向上のための訓練の支援を行う。  【標準利用期間２年】 |  |
| 4 | 就労移行支援 | 利用開始時65歳未満の方で、企業等への就労を希望する者の支援を行う。【標準利用期間２年】 |  |
| 5 | 就労継続支援A型 | 企業等に就労することが困難な方で、雇用契約に基づき継続的に就労することが可能な65歳未満の方（利用開始時65歳未満）の支援を行う。 |  |
| 6 | 就労継続支援B型 | 一般企業等の雇用に結びつかなかった方や50歳に達している方で、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される方の支援を行う。 |  |
| 7 | 療養介護 | 医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う。  ※医療を要する障害者であって常時介護を要する方のみ対象 | ALSは区分６  筋ジス等は  区分５以上 |
| 8 | 就労定着支援 | 就労移行支援等の日中活動系サービスの利用を経て一般就労した方に対して、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定期間行う。 |  |

### （３）居住系サービス

入所施設等で住まいの場を提供し、支援するサービスです。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No | サービスの種類 | 内容 | 区分要件 |
| 1 | 施設入所支援 | 施設に入所する方に、主として夜間において、入浴、排せつ、食事の介護などを行う。 | 区分４以上（５０才以上は区分３以上） |
| 2 | 共同生活援助（グループホーム） | 地域における共同生活住居において相談、入浴、排せつまたは食事の介護その他日常生活上の援助などの支援を行う。 |  |

### （４）相談支援系サービス

相談支援専門員による相談支援をおこなうサービスです。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No | サービスの種類 | 内容 | 区分要件 |
| 1 | 計画相談支援 | 障害福祉サービス等を申請した方について、その方の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、相談支援専門員がサービス等利用計画の作成を行い、一定の期間ごとに居宅などを訪問してサービス等利用計画の見直しを行います。 |  |
| 2 | 地域移行支援 | 施設等に入所している方に対して、住居の確保その他地域における生活に移行するための活動に関する相談その他必要な支援を行う。  【標準利用期間1年】 |  |
| 3 | 地域定着支援 | 居宅における単身者等に常時の連絡体制を確保し、相談等の支援を行う。 |  |

### （５）地域生活支援事業（市町村事業）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No | サービスの種類 | 内容 | 対象者 |
| 1 | 移動支援（ガイドヘルプ） | 屋外での移動が困難な在宅の障害児・者が、社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等の社会参加のための外出を行う時に、付き添いの支援を行う。 | 四肢全てに障害のある身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者等 |
| 2 | 日中一時支援 | 短期入所事業所等において、日帰りで入浴、排せつ、食事などの介護を行う。 |  |

### （６）訪問入浴サービス（市町村事業）

家庭で入浴することが困難な重度の身体障害者について、移動入浴車で入浴サービスを受けることができます。

|  |  |
| --- | --- |
| 対象者（右記の全てに該当する人） | ①身体障害者手帳（１・２級）を持っている方   1. 自力又は家族等の介護のみでは居宅で入浴することが困難な方   ③訪問入浴で入浴可能であると医師が認める方  ※介護保険の対象者は除きます。 |
| 利用回数 | 原則として週１回まで。 |
| 利用者の負担 | 生活保護と市民税非課税世帯：　0円  市民税課税世帯：　１回につき1,260円 |
| 備考 | ご利用前に申請が必要です。詳細はお問合せください。 |
| 申請窓口 | 地域共生推進課（7番窓口） |

**備考**

* 児童の通所サービス等（放課後等デイサービス、児童発達支援、障害児相談支援など）については、子育て支援課が窓口になります。
* 介護保険対象者は、原則として介護保険サービスが優先適用されます。
* 一覧表に記載があっても、近隣に事業所がないために利用しにくいサービスもあります。
* サービスの利用には、サービス等利用計画の作成が必要になります。サービス等利用計画を作成する「特定・一般相談支援事業所」の最新の一覧表については、市役所ホームページ（各課のご案内→地域共生推進課→申請書ダウンロード→障害福祉サービス関係の申請書等）に掲載しています。
* 要件に「区分」と記載のあるサービスを利用するには、障害支援区分の認定が必要です。

## ３．サービスの利用手続き

|  |  |
| --- | --- |
| 申請に必要なもの | ・印鑑（本人自筆の場合不要）  ・障害年金・遺族年金等を受給している場合、その金額のわかるもの  ・障害者であることを証明する書類（手帳など）  ・マイナンバーカードまたは個人番号通知カード |
| 費用 | 申請については無料。サービスの利用時には、世帯の収入に応じて自己負担がかかる場合があります。 |
| 申請窓口 | 地域共生推進課（７番窓口）※事前にご連絡下さい |

# ６章　視覚・聴覚障害者支援

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No | 項目 | 内容 | 問合せ・申込先 |
| 1 | 手話奉仕員の派遣 | 重度の聴覚音声言語障害者で、手話をコミュニケーションの手段としている方が、公的機関や医療機関等に行くときに、手話通訳が必要な場合、登録手話奉仕員を派遣します。  ※利用する１週間前までに派遣依頼書を提出して下さい。 | 地域共生推進課 |
| 2 | 要約筆記者の派遣 | 聴覚障害者で、公的機関や医療機関等に行くときに、要約筆記が必要な場合、登録要約筆記者を派遣します。  ※利用する１週間前までに派遣依頼書を提出して下さい。 | 地域共生推進課 |
| 3 | 声の広報  点字広報 | 視覚障害者で希望の方に音声で伝えるＣＤ・カセットテープの広報、又は点字による広報をご自宅に郵送いたします。 | 地域共生推進課 |
| 4 | 対面朗読 | 視覚障害の方に対面朗読サービスをおこなっています。 | 泉佐野市社会福祉協議会  072-463-5529  中央図書館  072-469-7130 |
| 5 | 手話奉仕員養成講座 | 聴覚障害者の社会生活におけるコミュニケーションの確保を図るため、手話のできる市民、手話奉仕員を養成しています。 | 地域共生推進課 |
| 6 | 点訳奉仕員養成講座 | 視覚障害者の福祉に理解と熱意を有する方を対象に点字奉仕員を養成しています。 | 地域共生推進課 |
| 7 | 聴覚障害者用緊急通報ＦＡＸ・メール119番 | 泉州南消防組合では、聴覚・音声言語障害者が音声で緊急通報する代わりにＦＡＸ及びメールで通報することができます。ただし、事前登録が必要です。 | 地域共生推進課 |
| 8 | Net119緊急通報システム | 泉州南消防組合では、音声による119番が困難な方が、携帯電話やスマートフォンなどのインターネットを使って、通報画面から簡単なタッチ操作で119番通報が可能な『Net119緊急通報システム』を運用しています（事前登録が必要です）。 | 地域共生推進課 |
| 9 | ＦＡＸ110番 | FAX110番を利用する際は、事件の内容、あなたの住所、氏名、FAX番号を書いて、  **06-6941-1022**  へファックスしてください（事前登録不要）。 | 大阪府警察本部 |
| 10 | メール110番（携帯電話） | メール110番を利用する際は、送信時に、用件及びあなたの住所（現在の居場所）、氏名を明記して送信して下さい（事前登録不要）。  [**m110@police.pref.osaka.jp**](mailto:m110@police.pref.osaka.jp) | 大阪府警察本部 |

# ７章　年金・給付金・手当

## １．障害基礎年金（国民年金）

　国民年金に加入されている方が、病気やけが等により障害者となったときに支給される年金です。（２０歳未満の病気やけが等により障害者となった場合は、２０歳に達したときから受給可能となる制度もあります。）

|  |  |
| --- | --- |
| 年金額 | １級　１,０２０,０００円／年  ２級　８１６,０００円／年  【子の加算】第１子・第２子　各２３４,８００円／年  　　　　　　第３子以降　　　　各７８,３００円／年  ※18歳到達年度の末日を経過していない子、または、20歳未満で障害等級（年金等級）1級または2級の障害者である子を扶養している場合。 |
| 支給月 | ２月、４月、６月、８月、１０月、１２月 |
| 支給要件 | 1. 国民年金加入中に初診日がある病気、けがのため障害の程度が年金障害等級表１・２級に該当しており、一定の保険料納付要件を満たしている20歳以上の者。ただし、60歳以上65歳未満であれば加入をやめた後の病気・けがによるものでも受けられます。 2. 20歳前の傷病により20歳に達したとき（またはそれ以後）に年金障害等級表１・２級に該当する程度の障害の状態にある者。 |
| 所得制限 | 支給要件②の場合は、本人の前年の所得が一定金額以上あれば、年金の全額または半額が停止されます。 |
| 申請に必要なもの | 国保年金課までお問合せ願います。 |
| 申請窓口 | 国保年金課（２番窓口） |

## ２．障害厚生年金・障害手当金

　厚生年金保険に加入されている人が、病気やけが等により障害者となったときに支給される年金です。

|  |  |
| --- | --- |
| 年金額 | 障害厚生年金（１～３級）・障害手当の額は、報酬比例の年金額に一定の率を掛けた額で、定額ではありません。また１・２級の障害厚生年金には、配偶者の加給年金額が加算されます。 |
| 支給月 | ２月、４月、６月、８月、１０月、１２月 |
| 支給要件 | 【１・２級】  厚生年金加入中に初診日がある病気・けがで、障害基礎年金の１級・２級に該当し、一定の保険料納付条件を満たしている者。・・・・・・障害基礎年金に上乗せする形で受給。  【３級】  １・２級と同様であるが、障害の程度が障害基礎年金に該当せず、厚生年金障害等級表の３級に該当する者。・・・・・・障害厚生年金３級のみ受給  【障害手当金】  厚生年金加入中にかかった病気・けがが５年以内に治り、３級の障害よりやや軽い程度の障害が残った者。 |
| 申請に必要なもの | 年金事務所までお問合せ願います。 |
| 申請窓口 | 貝塚年金事務所（℡４３１－１１２２） |

## ３．特別障害給付金

国民年金に任意加入していなかったことにより障害基礎年金等を受給していない場合について、一定の条件を満たす場合に福祉的措置として給付されます。

|  |  |
| --- | --- |
| 年金額 | 障害基礎年金１級相当　５５,３５０円／月  障害基礎年金２級相当　４４,２８０円／月 |
| 支給月 | ２月、４月、６月、８月、１０月、１２月 |
| 支給要件 | 1. 平成３年３月以前に国民年金任意加入対象であった学生 2. 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者   上記①または②の国民年金に加入していなかった期間内に初診日があり、現在障害基礎年金1級・2級相当の障害に該当し、なおかつ他の年金を受給することができない者。 |
| 申請に必要なもの | 国保年金課までお問合せ願います。 |
| 申請窓口 | 国保年金課（２番窓口） |

## ４．特別障害者手当

20歳以上であって、重度の障がいの状態にあるため日常生活において常時特別の介護が必要な障害者に対して手当を支給する制度です。

|  |  |
| --- | --- |
| 支給額 | ２８,８４０円／月 |
| 支給月 | ２月、５月、８月、１１月 |
| 対象者のめやす | 1. 身体障害者手帳の障害等級のおおむね１級または２級程度の異なる障害が重複している人、またはこれらの障害と日常生活での動作及び行動が困難であり常時の介護を必要とする精神の障害（最重度の知的障害を含む）が重複している人 2. ①の身体障害または精神障害と身体障害者手帳の障害等級のおおむね３級程度の障害、または日常生活での動作および行動が著しく困難な状態である知的障害もしくは精神の障害が重複している人 3. 両上肢、両下肢または体幹機能の障害で身体障害者手帳の障害等級のおおむね１級または２級程度の障害があり、かつ、日常生活動作（両上肢、両下肢及び体幹におよぶ動作）を行うのに著しい困難がある人 4. 内部機能の障害で身体障害者手帳の障害等級のおおむね１級程度の障害もしくは身体の機能の障害または長期にわたる安静を要する病状（慢性疾患等の内部疾患のある人も対象）があって、そのため絶対安静の状態である人 5. 精神の障害で日常生活において常時介護を要する程度以上の障害または最重度の知的障害であって、日常生活で動作及び行動に著しい困難がある人   **※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の取得は要件ではありません。** |
| 支給制限 | 1. 受給資格者またはその配偶者もしくは扶養義務者の前年の所得が一定額以上あるときは、支給が停止されます。 2. 施設（障害者支援施設、養護老人ホーム等）に入所された場合、または病院、診療所（老人保健施設）に３か月を超えて入院された場合は、受給資格がなくなります。 |
| 申請に必要なもの | ・特別障害者手当認定請求書※　　　・所得状況届※  ・診断書※　（※窓口にて所定の用紙をお求めください）  ・身体障害者手帳（お持ちの場合）　・印鑑  ・本人名義の銀行通帳　　　　　　　・年金証書  ・マイナンバーカードまたは個人番号通知カード |
| 申請窓口 | 地域共生推進課（７番窓口） |

## ５．障害児福祉手当

　20歳未満であって、重度の障害の状態にあるため日常生活において常時の介護が必要な障害児（者）に対して手当を支給する制度です。

|  |  |
| --- | --- |
| 支給額 | １５,６９０円／月 |
| 支給月 | ２月、５月、８月、１１月 |
| 対象者のめやす | 1. 身体障害者手帳の障害等級のおおむね１級または２級程度の身体の機能の障害のある人 2. 身体機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状があり（慢性疾患等の内部疾患のある児童も対象）、その状態が①と同程度以上と認められる人で日常生活において常時の介護を必要とする人 3. 最重度の知的障害のある人または精神の障害のある人で、日常生活において常時介護を要する程度以上の人 4. 身体機能の障害もしくは病状または重度の知的障害もしくは精神の障害が重複する人で、その状態が①､②､③と同程度以上と認められる程度の人   **※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の取得は要件ではありません。** |
| 支給制限 | 1. 受給資格者またはその配偶者もしくは扶養義務者の前年の所得が一定額以上あるときは、支給が停止されます。 2. 児童養護施設等の施設に入所された場合、及び障害を支給事由とする年金給付を受けた場合は、受給資格がなくなります。 |
| 申請に必要なもの | ・障害児福祉手当認定請求書※　　　・所得状況届※  ・診断書※　（※窓口にて所定の用紙をお求めください）  ・身体障害者手帳または療育手帳（お持ちの場合）  ・印鑑　　　　　　　　　　　・本人名義の銀行通帳  ・マイナンバーカードまたは個人番号通知カード |
| 申請窓口 | 地域共生推進課（７番窓口） |

## ６．特別児童扶養手当

　精神又は身体に障害のある児童を監護している父母又は父母に代わって養育している方に対して手当を支給する制度です。

|  |  |
| --- | --- |
| 支給額 | １級　５５,３５０円／月  ２級　３６,８６０円／月 |
| 支給月 | ４月、８月、１１月 |
| 対象者 | ２０歳未満で、政令に規定する障害の状態にある児童を監護している父母(主として児童の生計を維持するいずれか一人)又は父母にかわって児童を養育(児童と同居し、監護し、生計を維持)する人。  ※対象となる障害の程度については、大阪府パンフレットまたはホームページを参照してください。 |
| 支給制限 | 1. 手当を請求する人の前年の所得が一定金額以上あるとき、または手当を請求する人と同居している配偶者または扶養義務者の前年の所得が一定金額以上あるとき 2. 対象児童が児童福祉施設（母子生活支援施設、通所施設を除く）に入所しているとき 3. 父、母、養育者または対象児童が日本国内に住所を有しないとき 4. 対象児童が障害を支給事由とする公的年金を受けることができるとき |
| 申請に必要なもの | ・認定請求書  ・世帯全員の戸籍謄本（外国籍の場合を除く）  ・身体障害者手帳、療育手帳または診断書  ・印鑑　　　　　　　　　・保護者名義の預金通帳  ・申請者（及びその配偶者と他の扶養義務者）の個人番号（マイナンバー）カードまたは個人番号通知カード |
| 申請窓口 | 地域共生推進課（７番窓口） |

## ７．児童扶養手当

　ひとり親家庭の父又は母若しくは父母に代わってその児童を養育している方に手当を支給する制度ですが、父(母)に重度の障害がある場合も支給されます。

|  |  |
| --- | --- |
| 支給額（月額） | 対象児童１人目　　　　　４５,５００円（全部支給の場合）  ２人目加算額　　１０,７５０円（全部支給の場合）  ３人目以降加算額　６,４５０円（全部支給の場合）  （※一部支給の場合は所得に応じて額が決定されます） |
| 支給月 | ４月、８月、１２月 |
| 支給要件 | 父(母)が身体もしくは精神に重度の障害をもち、18歳未満の児童（又は20歳未満で一定の障害がある者）を養育する人。  ※その他の場合でも受給できる場合があります。詳しくは、子育て支援課までお問合せ願います。 |
| 支給制限 | 手当を受給する人の前年の所得が一定金額以上であるとき、または手当を請求する人と同居している配偶者または扶養義務者の前年の所得が一定金額以上あるとき。  ※その他の場合でも手当が支給されない場合があります。詳しくは、子育て支援課までお問合せ願います。 |
| 申請に必要なもの | 子育て支援課までお問合せ願います。 |
| 申請窓口 | 子育て支援課（市役所３階） |

## ８．大阪府重度障害者在宅介護支援給付金

　障害者の自立と社会参加に向け、重度障害者と介護する者へのさらなる応援により、在宅生活の一層の推進を図ることを目的として、重度障害者と同居している介護者への給付金を支給する制度です。

|  |  |
| --- | --- |
| 支給額 | １０,０００円／月 |
| 支給月 | １月、４月、７月、１０月 |
| 支給要件 | 療育手帳の障害程度が「A（重度）」で、かつ身体障害者手帳１級または２級の交付を受けた人と同居している介護者。 |
| 支給制限 | 1. 施設に入所、グループホームへの入居、医療機関に入院(付き添いが必要な場合を除く)しているとき 2. 特別障害者手当を受給した場合 |
| 申請に必要なもの | ・認定申請書　　　　　　　・介護者名義の銀行通帳  ・身体障害者手帳の写し　　・療育手帳の写し |
| 申請窓口 | 地域共生推進課（７番窓口） |

## ９．外国人重度障害者特別給付金

　重度の障害がある在日外国人等で、年金制度上の理由により国民年金法に規定する障害基礎年金を受給できない障害者に対し、手当を支給する制度です。大阪府にも同様の制度があり、併給できます。

|  |  |
| --- | --- |
| 支給額 | ２０,０００円／月 |
| 支給月 | ３月、６月、９月、１２月 |
| 支給要件 | ・次のすべてに該当していること   1. 昭和３７年１月１日以前に生まれた者 2. 身体障害者手帳の１・２級又は療育手帳のＡの交付を受けた者 3. 障害発生原因の初診日が昭和５７年１月１日以前にある者 4. 昭和５７年１月１日に外国人登録していた者で、現在泉佐野市に居住している者 |
| 支給制限 | 1. 生活保護を受けているとき 2. 公的年金を受けているとき 3. 社会福祉施設入所者で援護の実施者が本市以外である方 4. 本人の前年所得が一定金額以上あるとき |
| 申請に必要なもの | ・支給申請書　　　　　　　・公的年金未受給状況等申立書  ・印鑑　　　　　　　　　　・身体障害者手帳又は療育手帳  ・預金口座（本人名義のもの） |
| 申請窓口 | 地域共生推進課（７番窓口） |

## １０．大阪府障がい者扶養共済制度

　障害者の保護者が加入者となって掛金を納入することにより、加入者が死亡または重度の障害を有することとなったとき、障害者に終身にわたり年金が支給される任意加入の共済制度です。

|  |  |
| --- | --- |
| 年金額 | １口あたり２０,０００円／月  障害者１人につき２口まで加入できます。 |
| 加入資格 | 身体障害者(身体障害者手帳１～３級)､知的障害者もしくは精神障害者または同程度の永続的な障害のある人の保護者であり、次の要件を満たしている人   1. 政令市（大阪市・堺市）を除く府内に在住していること 2. ６５歳未満であること 3. 特別な病気がないこと |
| 内容 | 詳しくは、大阪府パンフレットを参照してください。 |
| 申請に必要なもの | ・加入等申込書  ・住民票の写し（保護者及び障害のある方それぞれに必要）  ・申込者（被保険者）告知書（保護者の健康状態を告知する書類）  ・心身障害者の障害の種類及び程度を証明する書類（身体障害者手帳・療育手帳及び年金証書等）  ・年金管理者指定届書（障害のある方が年金を管理することが困難なとき） |
| 申請窓口 | 地域共生推進課（７番窓口） |

# ８章　移動について

## １．自動車運転技能習得費補助

自動車運転免許を取得するために自動車教習所において要した費用を補助します。

|  |  |
| --- | --- |
| 対象者 | 障害者手帳を所有し、免許取得により就労等社会活動への参加が認められる人。（所得制限あり） |
| 支給額 | 取得費用のうち１００,０0０円限度　免許の種類につき1人１回 |
| 申請に必要なもの | ・障害者手帳（身体・療育・精神のいずれか）  ・運転免許証  ・教習所の卒業証明書の写し  ・取得費用の領収証  ・振込先のわかるもの　　　　　　　　・印鑑  ※居住地以外に住民票がある方、その年の1月１日時点（7月1日以前に申請された場合、前年の1月1日時点）に本市以外に住んでいた方は、住民税課税(非課税)証明書が必要です。 |
| 申請窓口 | 地域共生推進課（7番窓口） |

## ２．自動車改造費補助

身体障害者手帳を所持する肢体不自由者等が、就労等に伴い自らが所有し運転する場合、その自動車のハンドル・アクセル・ブレーキ等の改造に要する費用を補助します。

|  |  |
| --- | --- |
| 対象者 | 身体障害者手帳と自動車運転免許証の交付を受け、前年の所得税が非課税世帯に属する者。 |
| 支給額 | 改造費用の実費のうち１００,０0０円限度 |
| 申請に必要なもの（事前） | ・身体障害者手帳  ・改造費用の見積書  ・運転免許証  ・自動車車検証  ・印鑑  ※居住地以外に住民票がある方、その年の1月１日時点（7月1日以前に申請された場合、前年の1月1日時点）に本市以外に住んでいた方は、住民税課税(非課税)証明書が必要です。 |
| 申請に必要なもの（完了時） | ・領収書  ・印鑑  ・振込先のわかるもの |
| 申請窓口 | 地域共生推進課（7番窓口） |

## ３．駐車禁止除外指定車標章

歩行困難な身体障害者等が現に使用中の車両については、公安委員会が交付する駐車禁止除外指定車標章を掲出することにより、公安委員会が道路標識等により駐車を禁止した場所又はパーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備の設置場所の駐車禁止規制の対象から除外されます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象者 | 視覚障害 | 1級から3級までの各級及び4級の1 |
| 聴覚障害 | 2級及び3級 |
| 平衡機能障害 | 3級 |
| 上肢不自由 | 1級、2級の1及び2級の2  ※資料３身体障害者障害程度等級表参照 |
| 下肢不自由 | 1級から4級までの各級 |
| 体幹不自由 | 1級から3級までの各級 |
| 乳幼児期以前の非進行性の運動機能障害（上肢機能） | 1級及び2級(一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く) |
| 乳幼児期以前の非進行性の運動機能障害（移動機能） | 1級から4級までの各級 |
| 心臓機能障害 | 1級及び3級 |
| じん臓機能障害 | 1級及び3級 |
| 呼吸器機能障害 | 1級及び3級 |
| ぼうこう又は直腸の機能障害 | 1級及び3級 |
| 小腸機能障害 | 1級及び3級 |
| ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 | 1級から3級までの各級 |
| 肝臓機能障害 | 1級から3級までの各級 |
| 知的障害者 | 重度(A) |
| 精神障害者 | 1級 |
| 色素性乾皮症患者 | 等級指定なし |
| 戦傷病者 | 等級指定なし |
| 申請窓口 | 泉佐野警察署 072-464-1234  所在地 〒598-0007 泉佐野市上町 2-1-1 | |

## ４．大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度

「※ダブルスペース」が整備された公共施設や商業施設などにおいては、「大阪府障がい者等用駐車区画利用証」（以下「利用証」といいます。）が使用いただけます。※「ダブルスペース」とは、「車いす使用者用駐車区画」と、「ゆずりあい駐車区画」の両方を施設の出入口付近に整備すること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象者 | 視覚障害 | 4級以上 |
| 聴覚障害 | 3級以上 |
| 平衡機能障害 | 5級以上 |
| 上肢不自由 | 2級以上 |
| 下肢不自由 | 6級以上 |
| 体幹不自由 | 5級以上 |
| 乳幼児期以前の非進行性の運動機能障害（上肢機能） | 2級以上 |
| 乳幼児期以前の非進行性の運動機能障害（移動機能） | 6級以上 |
| 心臓機能障害 | 4級以上 |
| じん臓機能障害 | 4級以上 |
| 呼吸器機能障害 | 4級以上 |
| ぼうこう又は直腸の機能障害 | 4級以上 |
| 小腸機能障害 | 4級以上 |
| ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 | 4級以上 |
| 肝臓機能障害 | 4級以上 |
| 知的障害者 | 重度(A) |
| 精神障害者 | 1級 |
| 難病患者 | 特定医療費（指定難病）受給者等 |
| 高齢者 | 要介護状態区分が「要介護１～５」の者 |
| 妊産婦 | 妊娠７箇月～産後３箇月 |
| けが人 | けが等により一時的に移動の配慮が必要な者 |
| 上記以外の歩行困難者で、医師の診断書等で駐車場の利用に配慮が必要と認められる者 | |
| 申請に必要なもの | ・障がい者等用駐車区画利用証交付申請書  ・申請に必要な書類（身体障がい者手帳､療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）受給者証等、介護保険被保険者証、母子健康手帳、医師の診断書・意見書等）  ・利用証を郵送するための切手（140円）  ・その他審査に必要な資料の提出を求めることがあります | |
| 申請窓口 | 大阪府福祉部障がい福祉室障がい福祉企画課企画グループ  〒540-8570 大阪市中央区大手前２丁目  TEＬ 06-6944-2362　FAX 06-6942-7215 | |

# ９章　税の減免・控除

## １．所得税・住民税

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | | **所得税** | **住民税** |
| 対象者 | | 本人、控除対象配偶者、扶養親族が下記の障害程度に該当する方 | |
| **特別障害者控除** | 障害程度 | ・身体障害者手帳 1・2級  ・療育手帳 Ａ  ・精神障害者保健福祉手帳 1級 | |
| 控除額 | 40万円 | 30万円 |
| **障害者控除** | 障害程度 | ・身体障害者手帳 3 ～ 6級  ・療育手帳 Ｂ1 ～ Ｂ2  ・精神障害者保健福祉手帳 2・3級 | |
| 控除額 | 27万円 | 26万円 |
| 問い合わせ先 | | 泉佐野税務署  TEL(072)462-3471 | 税務課市民税係  （3番窓口） |

**注意事項**

●控除対象配偶者又は扶養親族が同居の特別障害者である場合は、控除額に加算があります（所得税35万円、住民税23万円）。

●障害者本人の前年中の合計所得金額が125万円以下の場合は、住民税が非課税になります。

●控除は、手帳取得年の所得（※住民税は翌年度課税分）から適用されます。

●その他、個人事業税、相続税、贈与税にも軽減措置の適用できる場合があります。詳しくは、所管の官庁までお問合せください。

## ２．自動車税（種別割・環境性能割）、軽自動車税（環境性能割）の減免

**申請期限について**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 新規自動車購入 | 既に所有している自動車を減免 | |
| 4/1より前に該当 | 4/1以後に該当 |
| 対象となる税目 | ・自動車税（種別割・環境性能割）、軽自動車税（環境性能割） | ・自動車税（種別割） | ・自動車税（種別割） |
| 申請期限 | 自動車登録の日 | 自動車税の納期限 | **該当日※から60日以内** |
| 申請書の提出場所 | 自動車税事務所各分室 | 最寄りの府税事務所 | |

※ここでいう**該当日**は、手帳の受領日になります。

**減免される障害者の範囲**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | | 重度 | 軽度 |
| 身体障害者 | 下肢不自由 | 1級～3級 | 4級～6級 |
| 体幹不自由 | 1級～3級 | 5級 |
| 上肢不自由 | 1級～3級 | 4級～6級 |
| 脳原性運動機能障害 | 1級～4級 | 5級・6級 |
| 視覚障害 | 1級～4級 | 5級・6級 |
| 聴覚障害 | 2級～4級 | 6級 |
| 平衡機能障害 | 3級 | 5級 |
| 心臓、じん臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害 | 1級～3級 | 4級 |
| 音声・言語、そしゃく機能の障害 | 3級・4級 |  |
| 知的障害者 | | A・B1・B2 |  |
| 精神障害者 | | 1級 |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 所有者 | 運転者 | 年齢 18 歳以上の軽度 | 年齢18 歳未満の軽度・重度  年齢18 歳以上の重度 |
| 本人 | 本人 | ○ | ○ |
| 生計を一にする方 | × | ○ |
| 生計を一にする方 | 本人 | × | ○ |
| 生計を一にする方 | × | ○ |

**注意事項**

●改造車の減免については別途定めがありますので、詳しくは府税事務所等へお問合せ下さい。

●減免額については府税事務所等へお問合せ下さい。

●制度について詳しく記載された「自動車税・自動車取得税の減免のしおり」もありますので、ご入用の場合は窓口にてお声かけください（在庫切れの場合は直接府税事務所等へお問合せ下さい）。

|  |  |
| --- | --- |
| 問い合わせ先 | 【自動車税（種別割）について】  泉南府税事務所　TEL(072) 439-3601　 FAX(072) 439-3706  【自動車税（環境性能割）・軽自動車税（環境性能割）について】  大阪自動車税事務所 和泉分室　☎(0725) 41-1327 （普通自動車）  軽自動車検査協会 和泉支所　☎(072) 273-1066　（軽自動車） |

## ３．軽自動車税（種別割）の減免

|  |  |
| --- | --- |
| 対象者 | 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを交付されている方。  もしくは生計を同じくする人が手帳を交付されている方のために専ら使用している軽自動車等が対象となります。 |
| 申請に必要なもの | ・手帳の原本（軽自動車税の賦課期日（4/1）以前に交付されたもの）  ・運転免許証（手帳を交付されている方が運転しない場合は、主に運転される方の運転免許証が必要です。コピー可）  ・認印  ・状況確認書（手帳を交付されている方と軽自動車等所有者の住所が違う場合は提出が必要です）  **状況確認書について**  　　手帳を交付されている方の地域を担当する民生委員に記入してもらう書類で、軽自動車等の所有者が手帳を交付されている方のために専ら使用しているかを確認するために必要です  ・申請者（納税義務者）の個人番号（マイナンバー）カードまたは個人番号通知カード  ・代理人が申請する場合は、申請者の番号確認や代理権の確認を行う書類として、「個人番号（マイナンバー）カード、または個人番号通知カードの写し」と、「委任状の原本」の提出が必要です。 |
| 受付期間 | 毎年３月から軽自動車税（種別割）の納付期限（５月末日、納期限が休日の場合はその翌日）まで。 |
| 問い合わせ先 | 税務課税務総務係（3番窓口） |

# １０章　各種割引制度について

## １．鉄道運賃（JR・南海の場合）

|  |  |
| --- | --- |
| 対象者 | ・身体障害者手帳・療育手帳所持者  ・上記の障害者と同乗する介護者1名（下記参照） |
| 利用方法 | 駅員のいる窓口にて手帳の原本を提示して購入してください。 |
| 問い合わせ先 | 詳しくは各鉄道会社にお問合せください。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 利用できる方 | | 種類 | 割引率 |
| 第一種 | **単独で利用する場合**  〔片道100kmを超えて利用する場合に限る〕 | 普通乗車券 | 5割引 |
| **介護者と共に利用する場合** | 普通乗車券  定期乗車券  回数券急行券 | 障害者、介護者とも５割引  〔ただし、12歳未満の小児定期乗車券は除く。介護者は通勤定期乗車券に限る〕 |
| 第二種 | **単独で利用する場合**  〔片道100kmを超えて利用する場合に限る〕 | 普通乗車券 | 5割引 |
| **介護者と共に利用する場合**  〔１２歳未満の障害児が定期乗車券によって利用する場合に限る〕 | 定期乗車券 | 介護者に対して発行する通勤定期乗車券を5割引 |

## ２．バス運賃（南海バスの場合）

|  |  |
| --- | --- |
| 対象者 | ・身体障害者手帳・療育手帳所持者  ・上記の障害者と同乗する介護者1名（第一種のみ） |
| 割引率 | 5割引（定期運賃は大人のみ３割引） |
| 利用方法 | 運賃を支払う際に手帳を提示してください。 |
| 問い合わせ先 | 詳しくは各バス会社にお問合せください。 |

## ３．国内線航空運賃

|  |  |
| --- | --- |
| 対象者 | ・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者  ・上記の障害者と同乗する介護者1名（航空会社によっては第２種の方の介護者が対象外となる場合があります）  ・12歳未満は割引されません  ※航空会社によっては対象者が異なる場合があります。 |
| 割引率 | 25％割引（ただし、会社や路線により異なります） |
| 利用方法 | 搭乗券購入時に手帳を提示してください。 |
| 問い合わせ先 | 詳しくは各航空会社にお問合せください。 |

## ４．有料道路通行料金の割引

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 手帳の種類 | 種別 | 運転者 | 自動車の所有者 |
| 身体障害者手帳 | 1種 | 本人・介護者 | 本人又は配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等 |
| 2種 | 本人のみ |
| 療育手帳 | 1種 | 介護者のみ |
| 2種 | 割引の対象外 | |

|  |  |
| --- | --- |
| 割引率 | 通常料金の5割引 |
| 利用方法 | オンライン申請の場合は下記URLへ。窓口申請の場合は下記の申請に必要なものを持参のうえ地域共生推進課へ。 |
| 申請に必要なもの | ①身体障害者手帳又は療育手帳  ②登録を希望する自動車の車検証  ③運転免許証（障害者本人が運転する場合は必須）  **ETCを利用する場合は以下の書類も必要となります**  ④障害者本人名義のETCカード　※障害者本人が未成年の場合は親権者か後見人の名義のもの。ただし、障害者本人が18歳に到達した際に、ご本人様名義のETCカードを作成の上、変更申請をする必要があります  ⑤登録を希望する自動車に取り付けられた車載器の「ETC車載器セットアップ申込書・証明書」  ⑥委任状（代理人申請の場合） |
| 申請窓口 | 地域共生推進課（７番窓口） |
| 問い合わせ先 | 有料道路ETC割引登録係　TEL 045-477-1233 |
| URL | https://www.expressway-discount.jp |

## ５．NHK受信料の免除

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象者 | 免除率 | 申し込み手続き |
| 身体障害者・知的障害者・精神障害者のいる市民税非課税世帯 | 全額免除 | 地域共生推進課で証明書の発行をうけ、下記に提出  **NHK大阪放送局 視聴者リレーションセンター**  〒540-8501  大阪市中央区大手前4-1-20  （NHK大阪放送局）  06-6937-9000 |
| 次の障害者が世帯主で契約者である世帯  ・視覚障害者　　・聴覚障害者  ・１・２級の身体障害者  ・重度（A）の知的障害者  ・重度（１級）の精神障害者 | 半額免除 |

※転入直後でまだ泉佐野市で市民税が課税されていない方で、全額免除希望者は転入前市町村で取得した非課税証明書が必要です。

## ６．水道料金・下水道料金の減免

児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当を受給している方は水道料金・下水道使用料金のうち、基本料金等が減免されます。

（生活保護法第１１条第１項に掲げる扶助の適用を受けている世帯は対象外となります。）

## ７．NTTふれあい案内

　事前に登録することにより、番号案内（104番）を無料で利用できます。

|  |  |
| --- | --- |
| 対象者 | ・身体障害者手帳（視覚障害1 ～ 6級、肢体不自由の上肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害1・2級）所持者  ・療育手帳所持者  ・精神障害者保健福祉手帳所持者 |
| 問い合わせ先 | NTTふれあい案内担当　TEL 0120-104174  午前９時～午後５時（土曜・日曜・祝日を除く） |

## ８．携帯電話使用料の割引

月々の基本使用料、通話料等が割引されます。

|  |  |
| --- | --- |
| 対象者 | 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者 |
| 割引率 | ※会社により内容が異なります。 |
| 問い合わせ先 | 加入している携帯電話取扱店へ |

## ９．タクシー運賃の割引

タクシー協会に加盟しているタクシー会社では、タクシー運賃の割引を実施しています。

|  |  |
| --- | --- |
| 対象者 | 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者 |
| 割引率 | １割引 |
| 利用方法 | 身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けた方がタクシーを利用されたとき、手帳提示された場合に、タクシー運賃が１割引されます。　（有料道路通行料金・駐車料金には割引が適用されません）  精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方に対する割引については事業者によって適用が異なりますので、各社にお問い合わせください。 |
| 問い合わせ先 | 詳しくは、各タクシー会社にお問合せください。 |

## １０．スルッとKANSAI特別割引用ICカード

　スルッとKANSAI協議会加盟の鉄道・バスをご利用の際に、障害者手帳を提示しなくても割引を受けられるプリペイド・カードです。

|  |  |
| --- | --- |
| 対象者 | 旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄の区分に「第１種」と記載された身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方 |
| 申込み方法 | 取扱事業者（スルッとKANSAI協議会加盟事業者）の駅等の窓口でお申し込みできます。  （参考）スルッとKANSAI協議会加盟事業者の例  南海電鉄、泉北高速鉄道、Osaka Metro、近畿日本鉄道、大阪モノレール、水間鉄道・バス、阪堺電気軌道、京阪電車、阪急電鉄、阪神電車、南海バス、南海ウイングバス、大阪シティバス、その他  ※JRでは利用できません。 |
| 問い合わせ先 | 詳しい利用方法等は、ホームページを参照してください。  <https://www.surutto.com/tkwric/>  また、㈱スルッとKANSAI特別割引用カードサービスセンターに直接お問い合わせください。（9:00～17:00土日祝等を除く）  06-7730-9860 |

## １１．重度障害者タクシー料金助成

在宅の重度障害者の生活行動範囲の拡大と社会参加の促進のため、タクシー運賃（１乗車あたり最大680円）が割引されるタクシー利用券を配布します。

|  |  |
| --- | --- |
| 対象者 | 下記の（１）～（３）のすべてに該当する人  (1) 身体障害者手帳を所持する人のうち、その障害程度が視覚、下肢、体幹、移動、内部障害で1級・2級に該当する人  又は療育手帳A判定の判定を受けた人、  又は精神障害者保健福祉手帳1級に該当する人。  (2) 泉佐野市内に住民登録があり、現に住んでいる人  (3) 入所施設（下記）に入所していない人  ※障害者支援施設、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、救護施設、更生施設、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、介護医療院、更生保護施設 |
| 助成内容 | １乗車あたり最大680円が割引される利用券を2枚/月（年間最大24枚分）配布します。  ・利用券の使用期限は発行された年度の末日（3月31日）とし、申請月～翌3月までの月数×2枚を配布します。  ・タクシーを利用する際に、乗務員に障害者手帳を提示したうえで、利用券をお渡しください。  ・1回の乗車（片道）で1枚の利用とします。また、1ヶ月の間に何枚でも利用できます。  ・市に登録したタクシー事業者でのみ利用できます。利用できるタクシー事業者の一覧は、市のホームページに記載しています。  \\Izfs11001\障害福祉総務課\☆障害福祉係共有\17　タクシー助成事業\08 チケット発送通知\タクシーHP QR.pngタクシー事業者（協力機関）一覧のQRコード |
| 注意事項 | ・使用期限の過ぎた利用券は、使用できません。  ・対象者本人が乗車しないと利用できません。  ・利用券を紛失しても再発行はできません。  ・対象者が亡くなった場合、もしくは対象者の要件を満たさなくなった場合は、残った利用券を返還してください。 |
| 申請に必要なもの | 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳（うち、いずれか） |
| 申請窓口 | 地域共生推進課（７番窓口） |

## １２．障害者手帳アプリ（ミライロID）

ミライロID（アイディー）とは、株式会社ミライロが提供するスマートフォン用アプリで、お持ちの障害者手帳をアプリ内に登録することで、手帳情報がスマートフォンアプリ内に表示されるようになり、その画面を公共施設等で提示することで、障害者割引を受けることが出来ます。

|  |  |
| --- | --- |
| 対象になる  手帳 | 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 |
| 登録方法 | Apple StoreまたはGoogle Playからアプリをインストールする必要があります。  詳細は、ミライロIDのホームページをご覧ください。  https://mirairo-id.jp/  登録方法等については、こちらもご参照ください。  https://help.mirairo-id.jp/hc/ja/sections/360008386594-初めての方へ |
| ミライロIDが  使える場所 | JR・私鉄全般、南海バス、大阪シティバス、MKタクシー、天王寺動物園、海遊館、ユナイテッド・シネマ、大観覧車りんくうの星、ファミリーマート、ローソン、NEXCO西日本、阪神高速道路、ほか  その他については、ミライロIDのホームページをご覧ください。  https://mirairo-id.jp/ |
| 注意事項 | ・アプリに登録していても、バッテリー切れ等の理由で画面を表示できない場合、割引を受けられなくなりますので、念のために紙の手帳も携行しておいてください。  ・紙の手帳が汚れて読み取りにくくなっている場合、そのままでは登録できない場合がありますので、その際は市の窓口で手帳の再交付を受けてから再度登録してください。 |

# 資料集

## 資料１　障害のある人に関するマークの例

|  |  |
| --- | --- |
| 車いすマーク | 【障害のある人のための国際シンボルマーク】  障害のある人が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。  駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障害のある人の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いいたします。  ※このマークは「すべての障害のある人を対象」としたものです。  特に車いすを利用する人に限定し、使用されるものではありません。 |
| 四つ葉のクローバー | 【身体障害者標識】  肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。  危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。 |
| ちょうちょマーク | 【聴覚障害者標識】  聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。  危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。 |
| 白杖マーク | 【視覚障害者のための国際シンボルマーク】  世界盲人会連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。  このマークを見かけた場合には、視覚障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いいたします。 |
| 耳マーク | 【耳マーク】  聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。聴覚障害者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。  このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法への配慮について御協力をお願いいたします。 |
| ほじょ犬マーク | 【ほじょ犬マーク】  身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。  身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障害者補助犬が同伴できるようになりました。  補助犬はペットではありません。体の不自由な方の、体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されているし、衛生面でもきちんと管理されています。 |
| オストメイトマーク | 【オストメイトマーク】  人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。  オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。 |
| ハートプラスマーク | 【ハート・プラス マーク】  「身体内部に障害がある人」を表しています。身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障害がある方は外見からは分かりにくいため、様々な誤解を受けることがあります。  内部障害※の方の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。 |
| ヘルプマークの画像 | 【ヘルプマーク】  ヘルプマークとは、援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成されたマークです。ヘルプマークは東京都が作成し、全国に普及が進んでいます。平成２９年６月から大阪府および市区町村でも配布を開始しています。  　このマークを見かけたら、電車内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。 |